

令和3年度

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

定期総会

(書面審議)

議 案 書

陽光台連合自治会

令和4年4月3日(日) 10:00～

陽光台1丁目自治会館

## 令和3年度 陽光台連合自治会・定期総会次第

日 時 令和4年4月3日（日）10時～ （書面審議）

場 所 陽光台1丁目自治会館

＊資格審査（定数確認）

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 書記任命
6. 議事

議案（1）令和3年度 陽光台連合自治会事業報告及び資産報告

議案（2）令和3年度 陽光台連合自治会収支決算報告

議案（3）会計監査報告

議案（4）令和4年度 陽光台連合自治会・単位自治会役員の紹介

議案（5）令和4年度 陽光台連合自治会役員の紹介と承認

議案（6）令和4年度 陽光台連合自治会 事業計画（案）

議案（7）令和4年度 陽光台連合自治会 予算（案）

議案（8）「防犯カメラ設置」補助金申請の件（案）

7. 書記の解任と議長の退任
8. 新会長挨拶
9. 令和3年度・陽光台連合自治会功労者顕彰
10. 閉会の言葉

### ※ 資料

- 1) 陽光台連合自治会功労者顕彰要綱
- 2) 陽光台連合自治会会則
- 3) 令和4年度 陽光台連合自治会・定例会議・予定表

## 6. 議案（1）令和3年度 陽光台連合自治会・事業報告

4月4日 陽光連定期総会（書面審議）

★松葉町自治会館にて「書面審議」の集計を実施。

定数28、審議書「賛成」26「反対」0、収支決算書が印刷不明瞭の為、この件のみ保留1、結果として半数以上の賛成を得て議事・協議事項は全て承認された。

★功労者顕彰（2名）：青木 進一氏、本村 純二氏

4月10日 地区連定期総会（書面審議）

5月10日 自治会長会議 ★中止

5月16日・23日 陽光台公民館主催 ★「自治会対抗スローピッチソフトボール大会」

6月7日 自治会長会議 ★中止 老人クラブ連合、連合育成会への補助金は個別に支給。

6月5日 市連定期総会 ★中止

7月12日 自治会長会議 @虹ヶ丘自治会館

★自治会活動推進奨励金・自治会長活動推進奨励金・地区連負担金など。

★コロナ渦で、今年度事業中止を見据え、会費減額(半額)を役員会で決定。

7月9日 光が丘地区連 ★光が丘地区「安全・安心まちづくりの集い」：中止

8月2日 自治会長会議 ★中止

8月21日 ふるさとまつり ★中止

9月6日 自治会長会議 ★中止

9月23日 光が丘地区連 ★交通安全キャンペーン：中止

10月4日 自治会長会議 ★中止

10月10日・17日 光が丘地区連 ★避難所立ち上げ訓練

★10日 陽光小避難所（1丁目、松葉、朝日、若葉）：中止

10日 光小避難所（5丁目）：中止、

17日 緑中避難所（虹ヶ丘）：実施。

11月3日 陽光連事業 ★「住民の集い」“芋煮会”：中止。

11月14日 光が丘地区連 ★情報伝達訓練（J-DAG）＋各地区の防災隊で大災害時の行動訓練

12月6日 自治会長会議 ★道保川公園上段トイレ用に防犯カメラを設置する件を協議。

1月8日 賀詞交換会 ★中止

1月10日 自治会長会議 ★中止

2月6日 自治会長会議 ★「防犯カメラ」は令和4年度に市補助金を申請する件を協議。

3月7日 新旧自治会長会議 ★令和4年度・各自治会役員の確認と役員選出。（会長以下、役員と理事）

★議案書（事業報告、決算報告、事業計画、予算等）の最終確認。

★総会に向けた議案書作成の作業分担と準備スケジュールの確認。

# 陽光台連合自治会・資産報告

## 【陽光台連合自治会備品台帳】

品名	数量	保管場所	備考
グラウンドゴルフ セット	1	陽光台公民館	平成27年度購入
プロジェクタ	1	陽光台公民館	令和元年度購入

※ 上記備品は、陽光台連合自治会（6自治会）共有財産であり、連合自治会に保管場所がなく、上記に保管を依頼して管理をお願いしてあります。

※ 各自治会での借用の場合は、上記保管者に連絡して借り受け、責任をもって返却すること。

## 6. 議案（6）令和4年度 陽光台連合自治会・事業計画（案）

### ◆ 陽光台連合自治会関係

#### 1) 陽光台地域の親睦を図る

##### ①地域住民の絆を高める事業

（自治会加入促進、住民の集いなど）

##### ②防災に関すること

##### ③防犯に関すること

##### ④交通安全に関すること

##### ⑤新規事業の検討

##### ⑥道保川公園上段トイレの鍵管理・定期的掃除

#### 2) 陽光台地区で問題があれば、役員会で解決を図る

## ◆ 光が丘地区自治会連合会 及び関係諸団体

- 1) 光が丘地区自治会連合会、陽光台公民館、並びに、光が丘公民館事業に協力
- 2) 光が丘地区社会福祉協議会に協力
- 3) 青少年健全育成協議会に協力
- 4) 防災及び防犯事業の推進
- 5) 交通安全事業の推進
- 6) 環境衛生事業の推進
- 7) 陽光台地区老人クラブ連合会、陽光台連合育成会に協力
- 8) 陽光台小学校、光が丘小学校、緑が丘中学校、上溝中学校、並びに陽光台こどもセンターとの連携及び協力

## 6. 議案（8）防犯カメラ設置の件（案）

令和4年度市補助金（5台分、設置費用の9割補助）を申請し、地域の重点箇所に設置することで防犯対策を強化する。

## 9. 令和3年度 陽光台連合自治会・功労者顕彰

推薦自治会	従事年数	氏名	住所
虹ヶ丘自治会	会長2年	坂元 猛	
松葉町自治会	会長2年	田仲 正	
松葉町自治会	副会長3年	北村 一美	
虹ヶ丘自治会	副会長3年	谷 和夫	

陽光台連合自治会 功労者顕彰要綱により、記念品を贈呈いたします。

### 資料1) 陽光台連合自治会・功労者顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は福祉、文化の向上等地域の振興に功労にあった者に対しその労に報いるとともに地域の発展に資することを目的として顕彰することに必要な事項を定める。

(種類)

第2条 顕彰は、地域活動功労者顕彰とする。

(対象者)

第3条 地域活動に功労のあった者に対して行う。

地域活動功労者顕彰は、原則として2年以上の陽光台連合自治会活動に功労のあった者。

(表彰方式)

第4条 顕彰は次の通り行う。

- 1) 顕彰は、毎年総会時に行う。
- 2) 顕彰は、記念品を贈呈して行う。

(内申)

第5条 地域活動功労者顕彰の内申は、対象者が属する自治会が行う。

(受賞者の決定)

第6条 会長は、前項に定める内申があった時は役員会に諮り審査決定する。

(再顕彰)

第7条 この要綱により、前に顕彰を受けた者であっても、新たに事由が生じた時は重ねて顕彰をすることが出来る。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日より一部改正施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より一部改正施行する。

(第4条2)に記載していた「感謝状」を廃止。)

## 資料2) 陽光台連合自治会・会則

### 第1条 名称

この会は、陽光台連合自治会（以下「会」という）といい、事務所は会長宅に置く。

### 第2条 組織

この会は、陽光台地区の自治会をもって組織し理事を置く。

2、理事は、各自治会の会長1名、副会長2名と、自治会長から推薦された若干名の者をもってあてる。

### 第3条 目的

この会は、会員相互ならびに関係機関との連携を緊密にして、自治会共通の諸問題を解決し、地域住民の生活環境の改善と親睦を図ることを目的とする。

### 第4条 事業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対し意見を陳述する。
- (2) 地区連、諸団体と協調して、住民の安全・福祉の向上に努める。
- (3) 自治会親睦協調のための事業。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

### 第5条 役員

この会に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1名 |
| (2) 副会長  | 2名 |
| (3) 総務   | 2名 |
| (4) 会計   | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

### 第6条 役員の仕事

会長は、会を代表して地区連に参画するとともに、会務を総括する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

なお、1名は地区連役員を兼務し、他の1名は陽光連担当として、陽光台公民館運営委員を担当する。

3、総務は、この会の総務を管理する。

4、会計は、この会の会計を管理する。

5、会計監査は、この会の会計を監査する。

### 第7条 役員を選出

会長、副会長、総務、会計、会計監査は、理事の互選により選出した者をもってあてる。

2、会計監査は、前年度退任理事の中から理事の互選または推薦により選出した者をもってあてる。

### 第8条 役員の仕事

役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3、

## 第9条 会議

会議は、定期総会、臨時総会、役員会ならびに自治会長会議とする。

定期総会は、この会の最高議決機関とし、該当年度の理事並びに次年度の理事（候補者を含む）をもって構成し、原則として年度終了後の1か月以内に開催する。

付議事項は以下のとおりとする。

- ア、前年度事業と決算の承認
- イ、新年度役員の承認
- ウ、新年度事業計画と予算の承認
- エ、会則等の改廃
- オ、その他必要事項

- 2、 総会における議長は、新役員より1名選出する。
- 3、 臨時総会は役員が必要と認めた時に開催する。
- 4、 臨時総会は該当年度の理事をもって構成する。
- 5、 自治会長会議は原則として毎月一回開催し、付議事項はその都度決定する。
- 6、 会議は半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。  
可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7、 諸事情により集会形式の総会が開催不可の場合、「書面審議・議決」で代行できる。

## 第10条 経費

この会の経費は、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2、 分担金は一世帯あたり年間160円とする。
- 3、 単一自治会長でない連合会長に限り、必要に応じて活動費を認めることとする。

## 第11条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

## 第12条 会則の改廃

この会の会則を改廃しようとする時は、総会に諮ることとする。

2. この会則に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

以上 会則全文

## 付則

この会則は、昭和53年4月1日より施行する。

この会則は、昭和56年4月1日より改正施行する。

この会則は、昭和63年4月1日より一部改正施行する。

この会則は、平成元年4月1日より一部改正施行する。

この会則は、平成3年4月1日より一部改正施行する。

この会則は、平成13年4月1日より一部改正施行する。

この会則は、平成24年4月1日より一部改正施行する。

この会則は、平成27年4月5日より一部改正施行する。

この会則は、令和2年4月4日より一部改正施行する。（第9条7 追加）



### 資料3) 令和4年度 陽光台連合自治会・定例会議日程表

\*場所：陽光台公民館 小会議室予約

\*会議開始時間：19時30分～

月	日	曜日	出席者	備考
2022年 4月	3日	日曜日	新旧自治会長	◎ 総会（書面審議） ↳ 陽光台1丁目自治会館 10:00～
5月	9日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
6月	6日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
7月	4日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
8月	1日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
9月	5日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
10月	3日	月曜日	全理事	↳ 小会議室 ◎ 住民の集い(11/3)の件
11月	2日	水曜日	総務+賄方	↳ 料理実習室 ◎ 芋煮会下準備
11月	3日	木曜日・祝	全理事+賄方	↳ 料理実習室 ・ 芋煮会当日準備
12月	5日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
2023年 1月	9日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室
2月	6日	月曜日	自治会長	↳ 小会議室 ◎ 役決め・議案書作成開始
3月	6日	月曜日	新旧・会長	↳ 小会議室 ◎ 議案書確認・総会準備
4月	2日	日曜日	新旧・全理事	◎ 総会↳ 朝日が丘自治会館 10:00～ ◎ 新旧役員歓送迎会 11:00～ ↳ 朝日が丘自治会館（予定）